

会

議

午前10時 0分開議

○議長（大黒孝行君） おはようございます。

出席議員が定数に達しておりますので、会議は成立をしました。

直ちに本日の会議を開きます。

◎委員長報告・質疑・討論・採決

○議長（大黒孝行君） 日程により過日それぞれの常任委員会に付託をいたしました議第21号 下田市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について、議第22号 下田市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議第23号 下田市立公民館設置管理条例の一部を改正する条例の制定について、議第24号 下田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について、議第25号 平成25年度下田市一般会計予算、議第26号 平成25年度下田市稲梓財産区特別会計予算、議第27号 平成25年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計予算、議第28号 平成25年度下田市公共用地取得特別会計予算、議第29号 平成25年度下田市国民健康保険事業特別会計予算、議第30号 平成25年度下田市介護保険特別会計予算、議第31号 平成25年度下田市後期高齢者医療特別会計予算、議第32号 平成25年度下田市集落排水事業特別会計予算、議第33号 平成25年度下田市下水道事業特別会計予算、議第34号 平成25年度下田市水道事業会計予算、請願第1号 須原集会所建築費の区民負担軽減に「みどりの基金」の一部処分を求める請願、以上15件を一括議題といたします。

これより、各常任委員長から所管の委員会における審査の経過と結果について、報告を求めます。

まず、産業厚生常任委員長、岸山久志君の報告を求めます。

6番。

〔産業厚生常任委員長 岸山久志君登壇〕

○産業厚生常任委員長（岸山久志君） おはようございます。

産業厚生常任委員会、岸山でございます。

産業厚生常任委員会審査報告書。

本委員会に付託された議案は審査の結果、次のとおり議決するべきものと決定したので報

告します。

記。

1. 議案の名称。

- 1) 議第21号 下田市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について。
- 2) 議第25号 平成25年度下田市一般会計予算（本委員会付託事項）。
- 3) 議第27号 平成25年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計予算。
- 4) 議第29号 平成25年度下田市国民健康保険事業特別会計予算。
- 5) 議第30号 平成25年度下田市介護保険特別会計予算。
- 6) 議第31号 平成25年度下田市後期高齢者医療特別会計予算。
- 7) 議第32号 平成25年度下田市集落排水事業特別会計予算。
- 8) 議第33号 平成25年度下田市下水道事業特別会計予算。
- 9) 議第34号 平成25年度下田市水道事業会計予算。
- 10) 請願第1号 須原集会所建築費の区民負担軽減に「みどりの基金」の一部処分を求める請願。

2. 審査の結果。

3月14日、15日、18日、19日の4日間、第2委員会室において、議案審査のため委員会を開催し、市当局より平山健康増進課長、前田税務課長、大川環境対策課長、山田産業振興課長、稲葉観光交流課長、土屋建設課長、平山上下水道課長の出席を求め、それぞれの説明を聴取の上、慎重に審査を行った。

あわせて、関係議案にかかわる現地視察を行い、審査に万全を期した。

また、請願第1号の審査に当たっては、紹介議員、沢登英信氏、藤井六一氏の説明を聴取の上、市当局より山田産業振興課長、参考人として、請願者より土屋誠司氏、土屋一彦氏、土屋 敏氏の出席を求め、それぞれの意見を聴取の上、慎重に審査を行った。

なお、委員会での各委員の質疑等の発言の要旨は会議録記載のとおりである。

3. 決定及びその理由。

- 1) 議第21号 下田市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

- 2) 議第25号 平成25年度下田市一般会計予算（本委員会付託事項）。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

3) 議第27号 平成25年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計予算。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

4) 議第29号 平成25年度下田市国民健康保険事業特別会計予算。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

5) 議第30号 平成25年度下田市介護保険特別会計予算。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

6) 議第31号 平成25年度下田市後期高齢者医療特別会計予算。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

7) 議第32号 平成25年度下田市集落排水事業特別会計予算。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

8) 議第33号 平成25年度下田市下水道事業特別会計予算。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

9) 議第34号 平成25年度下田市水道事業会計予算。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

10) 請願第1号 須原集会所建築費の区民負担軽減に「みどりの基金」の一部処分を求め
る請願。

決定、不採択。

理由、現状のみどりの基金運用基準に合致しないため。

なお、ここで請願第1号 須原集会所建築費の区民負担軽減に「みどりの基金」の一部処分を求める請願についての意見がございましたので、述べさせていただきます。

下田市基金条例は、平成4年4月1日に施行され、また、下田市みどりの基金運用委員会要綱は平成17年1月に制定され、その後、同年2月に委員会が開催された以降、委員の委嘱

も委員会の開催もされてこなかった。今後は要綱にのっとり、委員を所属し委員会を開催するとともに、条例の円滑な運営を図るように要望します。

以上です。

○議長（大黒孝行君） ただいまの産業厚生委員長の報告に対し、質疑を許します。

3番。

○3番（伊藤英雄君） 予算書の237ページ、5150都市計画総務事務に都市計画審議会委員12万8,000円、まちづくり懇話会委員謝礼36万が載っております。庁舎の再検討がされるというお話が今議会で出たわけではありますが、庁舎の検討そのものは都市計画審議会、あるいはこのまちづくり懇話会の本来の業務ではありませんので、ここで決定されることはないと承知しておりますが、答弁の中では、マスタープラン作成の中で、ここで議論もされる、よしなに発言も出ております。伊豆新聞では、高台派、あるいは下派で議論がされておりますが、まちづくり懇話会の委員の名簿を見ますと、伊豆新聞で下派の主張をなされた方が2名入っております。また、市長答弁の中では、環境が変わった理由として、スモールシティ、あるいはコンパクトシティ、こういった主張をされている伊藤都市計画審議会委員長の名前も出ております。

行政の本旨は、中立公正であります。都市計画審議会、あるいはまちづくり懇話会において庁舎の位置の検討をなされないのであれば問題はないでしょうが、もしここで庁舎の位置の検討がされるようであれば、委員の人選においてやや偏りがあるのではないかと危惧されるところであります。

委員会においては、こういった議論がなされたかどうかご質問いたします。

○産業厚生常任委員長（岸山久志君） その人選についての議論はございませんでした。

なお、このまちづくり審議会、マスタープラン等は、庁舎建設ではなく、まち全体、この災害において防災の形を変えなければならない、そういう状況にあって、そのためにマスタープランの改訂をやるということで、まち全体、特に防災に関しての計画であるという話を、当局からの説明を受けました。

人選については、全く委員会では討論しておりません。

以上です。

○議長（大黒孝行君） 3番。

○3番（伊藤英雄君） わかりました。

ところで市長、私、昨日夢を見たんですがね。下田に津波が来まして……

○議長（大黒孝行君） 委員長への質問にとどめてください。

○3番（伊藤英雄君） そうですか。委員長に質問する前振りでお聞きいただきたいと思うんですが。

夢を見まして、それは下田に津波が来て、現在地に高層の庁舎がありまして、市長を初め職員の方々全員無事でおりました。ただ、一、二階が瓦れきだったんで、実質通行できず、閉じ込められた状態。そういう中で市長が全職員を集めまして、皆さん、ここには食料、寝具、備蓄品が十分ありますから、安心して救援の来るのを待ちましようとおっしゃったわけではありますが、一方、田牛、吉佐美、旧町内、東西本郷、柿崎、須崎、外浦、白浜では各山に避難民が一刻も早く救援物資、行方不明者の安否確認、搜索活動を職員が来てくれるのを今か今かと待っておったと。こういう夢を見たわけではありますが、公務員が給与の補償、身分保障をされているのは、非常の場合、災害等の場合に自分のことはさておいて、まず全体の奉仕者として市民の救援に立たなければならない立場にあると、こういうことであります。下田市の全職員がそういう自覚と覚悟を持っておられると、こういうことを信じておるわけでもあります。無論市長におかれましてもそうではありますが。

こういう夢を見たわけですが、委員長、この夢についてどう思われますか。

○産業厚生常任委員長（岸山久志君） 私の私見になりますが、公務員である以上、そのような立場に立って当然のことと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（大黒孝行君） 委員長も私見は……

○3番（伊藤英雄君） 終わります。

○議長（大黒孝行君） 委員会の質疑に関して、ほかにありませんか。

14番。

○14番（大川敏雄君） 請願について質問をさせていただきたいと思います。

委員会では、不採択の理由として、基金運用基準に合致しないと、こういうのが理由になっています。委員長、今、その前段として、運用基金のこの適正な運用というのは、今、委員長が言われたように、平成17年1月26日に制定された要綱に基づいて、これが運用委員会ですね。運用委員会はこの基準に乗って合致するかどうかと、こういうことなんですが、恐らく一連のこの案件に対して、いわゆる須原区の皆さん方が前面で、区長が初め対応したんだと思いますが、その過程では、いわゆるみどりの基金にぜひひとつ何とかしてくれという、そういう経過はなかったのかどうか。これが1点。

それから、私思うに、この運用基準そのものが、私ばかりでよくわかんないんですが、なか

なかわかりづらい。運用基準そのものが。そういうことで、委員会において運用基準に合致しないときとこう規定されているんですが、そういう意見、出なかったですか。なかなかこの運用基準というのは素人が見てもわかんないと。こう私は感ずるんですが、委員会ではそういう意見は出なかったですか。

○議長（大黒孝行君） 委員長。

○産業厚生常任委員長（岸山久志君） 経過につきましてですが、第1問目の。それは、須原区の区長とかその他には、また建設委員等もいらっしゃいますが、その方々には相談はなく、突然請願という形を出したという話であります。

そして、運用基準がわからないというような形は、委員会の中では余り出ませんでした。現状にマッチしていないと、現状に合うような形で運用基準を考え直した方がいいのではないかというような意見は出ました。そのような意見が出ました。

以上です。

○議長（大黒孝行君） よろしいですか。

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大黒孝行君） これをもって産業厚生委員長に対する質疑を終わります。

ご苦労さまでした。

次に、総務文教委員長、土屋雄二君の報告を求めます。

4番。

〔総務文教常任委員長 土屋雄二君登壇〕

○総務文教常任委員長（土屋雄二君） おはようございます。

総務文教常任委員会審議報告書。

本委員会に付託された議案は審査の結果、次のとおり議決すべきものと決定したので報告します。

記。

1. 議案の名称。

1) 議第22号 下田市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

2) 議第23号 下田市立公民館設置管理条例の一部を改正する条例の制定について。

3) 議第24号 下田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について。

- 4) 議第25号 平成25年度下田市一般会計予算（本委員会付託事項）。
- 5) 議第26号 平成25年度下田市稲梓財産区特別会計予算。
- 6) 議第28号 平成25年度下田市公共用地取得特別会計予算。
- 7) 議第29号 平成25年度下田市国民健康保険事業特別会計予算（人件費）。
- 8) 議第30号 平成25年度下田市介護保険特別会計予算（人件費）。
- 9) 議第31号 平成25年度下田市後期高齢者医療特別会計予算（人件費）。
- 10) 議第33号 平成25年度下田市下水道事業特別会計予算（人件費）。
- 11) 議第34号 平成25年度下田市水道事業会計予算（人件費）。

2. 審査の経過。

3月14日、15日、18日、21日の4日間、第1委員会室において、議案審査のため委員会を開催し、市当局より野田教育長、鈴木会計管理者兼出納室長、滝内企画財政課長、名高総務課長、前田税務課長、峯岸市民課長、原福祉事務所長、土屋学校教育課長、佐藤生涯学習課長、土屋施設整備室長、大野監査委員事務局長、須田議会事務局長の出席を求め、それぞれの説明を聴取の上、慎重に審査を行った。

あわせて、関係議案にかかわる現地視察を行い、審査に万全を期した。

なお、委員会での各委員の質疑等の発言の要旨は会議録記載のとおりである。

3. 決定及びその理由。

- 1) 議第22号 下田市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

- 2) 議第23号 下田市立公民館設置管理条例の一部を改正する条例の制定について。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

- 3) 議第24号 下田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

- 4) 議第25号 平成25年度下田市一般会計予算（本委員会付託事項）。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

5) 議第26号 平成25年度下田市稲梓財産区特別会計予算。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

6) 議第28号 平成25年度下田市公共用地取得特別会計予算。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

7) 議第29号 平成25年度下田市国民健康保険事業特別会計予算（人件費）。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

8) 議第30号 平成25年度下田市介護保険特別会計予算（人件費）。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

9) 議第31号 平成25年度下田市後期高齢者医療特別会計予算（人件費）。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

10) 議第33号 平成25年度下田市下水道事業特別会計予算（人件費）。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

11) 議第34号 平成25年度下田市水道事業会計予算（人件費）。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

以上です。

○議長（大黒孝行君） ご苦労さまでした。

ただいまの総務文教委員長の報告に対し、質疑を許します。

7番。

○7番（沢登英信君） 議第23号の下田市立公民館設置管理条例の一部を改正する条例の制定について、まずお尋ねをしたいと思います。

ご案内のように、須原公民館を廃止をすると、こういう議案であります。公民館が廃止されますと、地元の人たちは大変集会等に困難を来すということで、地元で集会所をつくろうと、こういう経緯になっていようかと思うわけであり。大川議員の発言の中でも、こ

ういう地元の人たちがコミュニティーの会場として集会所をつくろうと、こういうものには少なくともその経費の半分近くは補助できるような、援助できるような仕組みが必要ではないかと、こういう発言もあったかと思うわけであります。

実態は、約1,500万かかるうち300万足らずの補助金だと。地元で500万、5年間をかけて拋出し、あと500万を有志から寄附を仰ぐだと、こういうお話のようではありますが、これらが一体のものとして、この公民館の廃止と地区集会所の建設というものがあると思うわけです。市がそういう公民館活動の拠点を効率化の名のもとに廃止することによって、こういう事態が生じているわけでありますので、これについて、やはり特別な配慮といたしますか、対応が必要であると、こういうご指摘が多くの人からされていようかと思うわけでありますが、これらの点は、この廃止の条例に当たりまして、どのように議論をされたのか、方向づけがされたのか、お尋ねをしたいと思いますというわけであります。

それから、議第25号 平成25年度一般会計予算についてでございますが、これは補正予算の中で、庁舎の建設に当たりまして、ご案内のように1,080万からの予算が、測量費等が削減されていると。新年度予算では、地質調査ということで677万4,000円の予算計上がされていると。そして、庁舎の建設は、平成でいいますと30年代に建設しようかと、こういう経過から申しますと、やはり地質調査をする必要が現時点です、調査する必要があるのかと、大きな疑問が本会議の中でも呈されたと思うわけであります。この点がどのように議論をされてまいったのか、お尋ねをしたいと思いますというわけであります。

それから、3点目としまして、今年の大きな事業の目玉が認定こども園の建設ということであろうかと思うわけであります。私は、行き過ぎた、まさに幼保の統廃合計画であると。稲梓幼稚園、あるいは須崎保育所や白浜保育所をですね、認定こども園を建設できても、やはり地域のコミュニティーとして残しておくべきだと、できる限り残しておくべきだと、こういう見解を持っているものでありますが、180人定員だと。今の状態で考えますと、認定こども園にすべての幼稚園の子供が収容できないと。ところが、1.5倍までは広げることができるからいいんだと、すし詰め教室でもいいんだと、こういう答弁が一般質問の中でいただいているわけです。本当に認定こども園をつかって、すし詰め教室のような形のことが起きてもいいのかと、そういう議論がどのようにされたのかと。

また、稲梓地区の保護者の父兄から、幼稚園在園児の父兄から、この通園のバスはどうなっているのか、こういうことや、しかも月に5,000円近くのコストを払えということは、なかなか困難であると、こういう意見もいろいろ出されていようかと思うわけであります。稲

梓地区のお母さん方から出されたこの切実な要望、ご意見をどのように委員会の中で審議をされたのか、お尋ねをしたいと思います。

それから、議第28号の平成25年度下田市公共用地の取得特別会計予算でございますが、公園の隣接地を購入をすると、3,200万だったですか、購入をするという計画で、本会議の中でも、その利用計画について質問が出されていたところかとは思いますが、これらの審議がどのように進められたのか、あわせてお尋ねをしたいと思います。

以上です。

○総務文教常任委員長（土屋雄二君） 公民館の件ですけれども、委員会では、社会教育施設として必要性を強く感じるので、再検討を強く要請するという意見と、公民館活動が余り行われていない実態があるが、行政もそれを進めていく必要があると。地域のコミュニティーをどうするのか、旧町だけでよいのか。耐震性がない中央公民館1個だけ残すのでよいのかというような要望が出ました。

敷根の調査の必要性ですね、次は。

この敷根のボーリングなんですけれども、この敷根の用地というのは防災の、たとえば市庁舎が建設されなくても、防災の中心となり、また避難場所として利用するというので、安全性を検証するためということでございます。

認定こども園については、マイクロバスの運行等については現在検討中だということで、造成工事は、治山工事は県の施行のめどが立ったために減額をしてもらったと。また、交差点については、現在関係者で協議を行っており、本年度中に設計をまとめて来年度工事を行う予定であるということです。

稲梓地域のお母さん方の請願書が以前出されまして、今委員会ではテーマとなりませんでした。

黒船祭を初めあじさい祭り等で現在、市が管理している駐車場というものが非常に不足しておるという方向性から、取得するということになりました。

○議長（大黒孝行君） 7番。

○7番（沢登英信君） ご丁寧なご答弁、ありがとうございました。

1点目の公民館活動も、ごもっともなこの当然ご意見だと思うわけです。耐震性のない中央公民館だけ残して、それでいいのかと。痛烈なそれは見解だと思うわけですが、せっかくそういう審議がされたものがきっちりこの当局に、また市民にも伝わるような措置を委員会としても意見書等含めて、付随意見等含めて検討すべきではなかったのかと、こんな

思いがするわけですが、そこら辺がどういうようなことであつたのかと。せっかくそこまできっちり審議してくださってあるわけですから、市民にわかるような姿勢をぜひお願いをしたいと思いますが、委員長としての見解をその点、お尋ねをしたいと思うわけでありませう。

それから、認定こども園に関しますこの幼稚園、保育園の行政についてであります、今年度建設するという、こういう運びであるにもかかわらず、マイクロバスやそれぞれの条件について、まだ検討中で定まっていないと、こういう返事を委員会として聞いて、委員の皆さんはどのように審議をされたのか。それでよしとしたのか。どうなっているのかなという疑問がですね、直接お母さん方から出されて、当局の見解はいつまでたってもはっきりしたものは届いていないと、こう言われていながら、委員会としても当局のそのような姿勢を追認するのかと。この点について再度お尋ねをしたいと思うわけでありませう。

○総務文教常任委員長（土屋雄二君） 公民館の件については、今後そのように対応してまいります。

マイクロバスにつきましては、入園の人員等が明確にわからないとということを教育委員会のほうではよく言います。だから、人員が確定すれば、マイクロバスの回し方とか、そういうのがはっきりできるということです。だから、今は明確には答えられないということです。

○議長（大黒孝行君） 7番。

○7番（沢登英信君） 大変、1点目の公民館活動についてはご答弁をいただいてありがとうございます。

2点目は、入園する子供が数がわからなければ、認定こども園をつくらないのかと。つくらないんだというんなら意味がわかりますよ。認定こども園はつくっておいて、そこへ通う条件や等々をまだ当局として決めていないんだと。これではやはりおかしいんじゃないかと思うわけですが。こういう条件で設置をして、こういう条件で子供たちをお迎えしますよと。ですから、父兄の皆さん、納得してください。これが通常の論理といいますか、市民に提案する内容ではないかと思うわけですが。

委員長に……

〔「マイクロバスの質問について答えました」と呼ぶ者あり〕

○7番（沢登英信君） 委員長にぶつけてもしようがありませんので、要望を述べて終わらせていただきます。

○議長（大黒孝行君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大黒孝行君） これをもって総務文教委員長に対する質疑を終わります。

ご苦労さまでした。

以上で委員長報告と質疑は終わりました。

これより各議案について討論、採決を行います。

まず、議第21号 下田市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対の意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大黒孝行君） 討論はないものと認めます。

採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大黒孝行君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第21号 下田市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定については、委員長の報告どおりこれを可決することに決定をいたしました。

次に、議第22号 下田市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対の意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大黒孝行君） 討論はないものと認めます。

採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大黒孝行君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第22号 下田市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告どおりこれを可決することに決定をいたしました。

次に、議第23号 下田市立公民館設置管理条例の一部を改正する条例の制定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対の意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大黒孝行君） 討論はないものと認めます。

採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大黒孝行君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第23号 下田市立公民館設置管理条例の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告どおりこれを可決することに決定をいたしました。

次に、議第24号 下田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大黒孝行君） 討論はないものと認めます。

採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大黒孝行君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第24号 下田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告どおりこれを可決することに決定をいたしました。

次に、議第25号 平成25年度下田市一般会計予算を討論に付します。

まず、本案に対する反対の意見の発言を許します。

7番。

〔7番 沢登英信君登壇〕

○7番（沢登英信君） 議第25号 平成25年度下田市一般会計予算に反対する弁論をさせていただきます。

まず、今年度、ごみの一般家庭の収集を5地区のうち3地区を民間委託をされました。しかも、これはまさに突然と言っていいような形でされてきたかと思うわけであります。そして今年度、さらに2台のうちの1台を民間委託をするんだと。民間でできることは民間でやるのがいいんだと、こういう論理が大きな間違いであるということが今日明らかになってきようかと思うわけであります。小泉構造改革路線の悪しき弊害が多く自治体であらわれているということが言えようかと思うわけであります。公務で行うべき仕事は公務で行うと、地方自治法に従いましてきっちりと定められているわけであります。しかも環境美化、一般家庭のごみ収集等は明確に公務で行うべき仕事である。しかも、できる限りそれらは直営で行う方がいいことは明らかであろうと思うわけであります。

ところが、当局のほうに民間委託しなければならない何らの理由がないにもかかわらず、特定の業者の要望に応じてこれらが委託されていったと。こういうことは明らかであろうと思うわけであります。そして、このような路線を本年度も引き継いでいこうという姿勢を明らかにしているわけであります。125カ所、月2度のそれぞれの市民が協力して、この有価物のごみの収集もされてきているわけであります。これらの市民の協力と 생각이、特定の業者の利益を潤すような仕組みが23年度から進められてきて、今日もそれを改めようという姿勢が全く当局がとってないわけであります。

次に、認定こども園に伴います幼稚園、保育園のこの統廃合問題が、やはり大きな疑問が直接父兄から提出されているにもかかわらず、それらに聞く耳を持つとしない、そういう予算内容となっているわけであります。これまた医療問題とあわせて、保育、教育問題のまさに合理化、切り捨て行政をより一層進めていこうということではないかと思うわけであります。

3点目としまして、何よりもこの地域医療をどう前進させていくのか、こういうことが求められていようかと思えます。こういう観点から考えますと、下田メディカルセンターの充実ということのを抜きにして考えられないと思うわけであります。5月1日からは150床、13人以上の常勤医師を抱え、中核医療病院として運営をしていく、こういうことが市民に約束されてきたにもかかわらず、これらの内容が実現されていない。しかも、その責任を指定管理者を含め病院組合の、一部組合の責任者であります下田市長が管理者になっているわけであります。きっちりとした対応が、これまた求められるところであろうと思うわけであります。まさにこれらの点については不十分であると、こう言わざるを得ないと思うわけであります。

第4点目としまして、庁舎移転にかかわる問題でございます。今日の状況の中で、12月の静岡新聞の調査によりまして、前市長の石井直樹氏が提案していった高台移転については6名であります。この地に建てようという議員は4名、そして高台移転は必要であるけれども、敷根に、公園用地に持っていくことはない、これまた4名。こういうアンケート結果が報道がされているところであります。敷根高台移転は、議員の中においても多数では決してありません。市民の中でも大きな議論が交わされており、8割方が高台移転だと、こういう状態でないことも、これまた明らかであろうと思うわけであります。

こういう状況の中で、きっちり市民の意見を、また議員の意見を議論をしていただき、一定の統一と方向性を目指す時間的必要がある、財政的にも必要だという楠山市長の見解は、私は当然のことであると賛意を示すものであります。

そうであれば、なぜこの新年度の予算で地質調査が必要なのかと。まさにその態度が不明確であるという点で、批判をせざるを得ないと思うわけであります。避難用地になっているからこの事業は必要であると、こういうことですが、避難用地の確保のために、安全性のためにこの調査が行われることでないことは明らかであろうと思うわけであります。建設用地の適否を判断するための調査であるということは、誰の目にも明確であると。後からつけた理由でしかないと言わざるを得ないと思うわけであります。

このような点から見まして、25年度の新年度予算は、不十分な点と曖昧な姿勢をそのまま市当局の姿勢をただすという点では、やはり反対せざるを得ないと、こう思うものであります。

以上です。

○議長（大黒孝行君） 次に、賛成意見の発言を許します。

2番。

〔2番 小泉孝敬君登壇〕

○2番（小泉孝敬君） 私は、今年度、平成25年度一般会計予算賛成の立場から、主に3点ほどの論点で述べさせていただきます。

先ほど沢登議員からごみの問題等も出ましたが、ごみ処理等は広域化を見据えて行革を進める中、民間の活力を期待しながら民間委託が増えていくのはやむを得ないことであろうと思います。新規参入業者も予定され、入札をもって競争原理が導入されれば、住民にとっては大変よいことではないかと思います。

今、世の中は経済再生に向けて動き出しており、景気はやや上昇が見込まれていますが、

財政状況はまだまだ厳しさが続くと考えられます。そのような状況下、身近な生活保持のため、防災ですとか、これから我々が日常の生活に大変危惧しておる防災、この予算、道路の修繕、先ほど出ましたごみの処理、病院の充実もそうです。鳥獣対策もそうです。これから黒船祭、各種イベントも控え、そういった予算も早目に手当しておかなければなりません。安全・安心なまちづくりのために、予算は速やかに成立させなければいけないと思います。

先ほど意見がありました認定こども園については、主役は一体誰なんだと。これから次代を担う子供たちが主役であります。あたかも大人の論理を子供に押しつけて、何とするんですか。本当に今後、子供のことを思えば、主役のことを思い、それを予算づけるのが我々大人の務めでありませんか。それは常識なことです。そういった意味からも、以前私が述べたように、子供は地域、もちろん地域は大事です、大切ですが、どんな教師、どんな先生、どんな大人、どんな周りの人たちと会うかです。人が大切なんです。地域で教育、それにこだわる必要はないと思います。

それから病院、病院もですね、人材確保は大変これから、先生もそうです。看護師等、そういった病院に携わる人たち、人材、この天城を越えてくる、専門学校を卒業して地元で働こうという、そういった人材確保をすることは、並大抵のことではありません。ただ、地域に根差して病院を育てていくのも、我々そこに住む人の責務だと思います。批判ばかりはしないで、ともに育てるということが私は重要ではないかと思います。

そういった面で、100%のことを願っても、なかなかそのとおりにはいかないと思います。むしろ不足の部分を我々議員である、そういった行政に携わる人間が助けていかなければならないと、そういった世の中だと思います。そういった面で、私はこの平成25年度の予算を速やかに成立させるべきだと思い、賛成をいたします。

以上です。

○議長（大黒孝行君） ほかに討論ありませんか。

1 番。

〔1 番 竹内清二君登壇〕

○1 番（竹内清二君） 議第25号 平成25年度一般会計の議案に対しましての賛成の立場としての意見を述べさせていただきます。

まず、こども園新築工事に関しましては、さきの平成24年度12月定例会の請願以来、総務文教常任委員会におきましてもさまざまな議論をしてまいりました。また、今本会議における土屋忍議員の一般質問においても、バス等の運行についての質問に対し、今後の計画等々、

教育委員会から懇切丁寧な回答をいただきました。

私ども総務文教常任委員会といたしましても、請願を受けた委員会といたしまして、地域の保護者の皆様への説明会並びにそれに対する回答書等々を教育委員会の皆様の回答をいただきながら提出いたしておるところでございます。沢登議員おっしゃるような、保護者への不安、不安に対する声というものは、徐々に徐々に平成26年度の運用に向けたさまざまな形で対策を講じ、そして、より一步一步進んでいるものと思われまふ。そして、今議案であります25年度の一般会計においては、それに適切な運用ができるものと思われる予算執行をしているものと思われまふ。

また、敷根公園に関する地質調査の件でございます。こちら先ほど土屋総務文教常任委員長からご答弁ありましたとおり、委員会で審議した結果、この場所が当然、現計画においても庁舎を建てる場所という形には何ら変わりなく、また、現状においても、平成の大洪水において自衛隊が造成した。そしてその造成のときの記録が定かではないということが土屋雄二議員の去る12月の一般質問をきっかけにそういったものも判明しております。そういったものをしっかりと、この地が安全かどうかということを精査し、その安全を担保することを責務とする行政の役目として、今回の地質調査を行う予算づけというものは適切であると考へております。

以上、細かなところの各論の部分ではございますが、総合的に見ても、平成25年度一般会計の予算組みというものは適切であると、賛成する答弁を述べさせていただきます。

ありがとうございます。

○議長（大黒孝行君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大黒孝行君） これをもって討論を終わります。

ご異議がありますので、本案は起立によって採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大黒孝行君） 起立多数であります。

よって、議第25号 平成25年度下田市一般会計予算は、委員長の報告どおりこれを可決することに決定をいたしました。

ここで10分間休憩をいたします。

午前11時 1分休憩

午前11時11分再開

○議長（大黒孝行君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

次に、議第26号 平成25年度下田市稲梓財産区特別会計予算を討論に付します。

まず、本案に対する反対の意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大黒孝行君） 討論はないものと認めます。

採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大黒孝行君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第26号 平成25年度下田市稲梓財産区特別会計予算は、委員長の報告どおりこれを可決することに決定をいたしました。

次に、議第27号 平成25年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計予算を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大黒孝行君） 討論はないものと認めます。

採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大黒孝行君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第27号 平成25年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計予算は、委員長の報告どおりこれを可決することに決定をいたしました。

次に、議第28号 平成25年度下田市公共用地取得特別会計予算を討論に付します。

まず、本案に対する反対の意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大黒孝行君） 討論はないものと認めます。

採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大黒孝行君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第28号 平成25年度下田市公共用地取得特別会計予算は、委員長の報告どおりこれを可決することに決定をいたしました。

次に、議第29号 平成25年度下田市国民健康保険事業特別会計予算を討論に付します。

まず、本案に対する反対の意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大黒孝行君） 討論はないものと認めます。

採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大黒孝行君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第29号 平成25年度下田市国民健康保険事業特別会計予算は、委員長の報告どおりこれを可決することに決定をいたしました。

次に、議第30号 平成25年度下田市介護保険特別会計予算を討論に付します。

まず、本案に対する反対の意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大黒孝行君） 討論はないものと認めます。

採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大黒孝行君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第30号 平成25年度下田市介護保険特別会計予算は、委員長の報告どおりこれを可決することに決定をいたしました。

次に、議第31号 平成25年度下田市後期高齢者医療特別会計予算を討論に付します。

まず、本案に対する反対の意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大黒孝行君） 討論はないものと認めます。

採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大黒孝行君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第31号 平成25年度下田市後期高齢者医療特別会計予算は、委員長の報告どおりこれを可決することに決定をいたしました。

次に、議第32号 平成25年度下田市集落排水事業特別会計予算を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大黒孝行君） 討論はないものと認めます。

採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大黒孝行君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第32号 平成25年度下田市集落排水事業特別会計予算は、委員長の報告どおりこれを可決することに決定をいたしました。

次に、議第33号 平成25年度下田市下水道事業特別会計予算を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大黒孝行君） 討論はないものと認めます。

採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大黒孝行君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第33号 平成25年度下田市下水道事業特別会計予算は、委員長の報告どおりこれを可決することに決定をいたしました。

次に、議第34号 平成25年度下田市水道事業会計予算を討論に付します。

まず、本案に対する反対の意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大黒孝行君） 討論はないものと認めます。

採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大黒孝行君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第34号 平成25年度下田市水道事業会計予算は、委員長の報告どおりこれを可決することに決定をいたしました。

次に、請願第1号 須原集会所建築費の区民負担軽減に「みどりの基金」の一部処分を求める請願を討論に付します。

本請願に対する委員長の報告は不採択と付すべきものであります。

まず、本請願を採択すべきものとすることに賛成の意見の発言を許します。

7番。

〔7番 沢登英信君登壇〕

○7番（沢登英信君） 請願第1号 須原集会所建築費の区民負担軽減に「みどりの基金」の一部処分を求める請願は、これは採択すべきものとしての討論をさせていただきたいと思うわけであります。

ご案内のように、平成27年度までに大規模地震災害等、被害に遭わないように公共施設の100%、この耐震性の実施ということが大きな政策課題に掲げられていようかと思えます。しかし、須原公民館を初め各地域の公民館は、このような耐震性のある建物ではない。しかも老朽化していると。廃止をして地元で集会所として利用していただくんだと、こういうことでございますが、地域のコミュニティーをしっかりと守っていくという、こういう観点からの検討が当然必要であろうかと思うわけであります。建物を解体をし更地にするだけではなく、その土地は市の所有地であるので、借地料を年間6万8,000円から支払っていただくんだと、このような姿勢を当局がとっているわけであります。このような姿勢の当局を批判

をすると同時に、このみどりの基金を採択することが具体的に当局のこのような姿勢に批判を加えることに私はなると思うわけであります。

みどりの基金は、ご案内のように平成4年にその条例が策定をされております。水源地域の保護をしていこうと、上水道から近年は毎年30万円余のこの基金への積み立てがされており、本年も同様の額がほぼ積み立てられることになるわけであります。この地域の水源の保護、地域振興のために利用をする資金であると、こういうことが明確に条例で制定がされているわけであります。国や市が行います負担づきの事業について、地元の人たちの負担がなかなか大変だと、一部肩がわりといいますか、それを負担してあげようと、こういうことであります。

しかし、この17年に運営規定が設けられておりますが、国・県、市の事業のみで、市民が行うべきこのような集会所については、規定がないので対象にならないんだと、このような一方的な見解は出されているわけであります。それならば、平成4年にこの条例が制定され、17年に基金運用の要綱が制定がされています。17年に一度、2月に開催されて以降、この要綱が施行がされていない。しかも、委員も選定されていない。当局は、この不備について一言のおわびもないと、こういう状態であろうと思います。まさに、担当者及び市長の行政責任が問われるべきような課題の失態を起こしていながら、その反省もないのかと、こう指摘せざるを得ないと思うわけであります。

自ら決めたこの設置要綱、これを自ら実施をしていない。しかも、この要綱に従った運営規定で、この請願を否決をする。自己矛盾ではないですか。自ら決めた基準を実施をしないで、その基準を理由にして否決をする。こんなばかげた行政を進めていいのかと。

具体的に申しますと、この要綱を言いましても、委員会は委員16人、区長10人、稲梓財産区の役員3人、学識経験者3人、少なくとも16人の委員を直ちに選出をして、この委員会にこの請願の趣旨を説明をして諮るべきことは明らかでないかと思えます。そのような運営をしないで、自ら決めたことを一部だけを適用して、みどりの基金を該当させない理由にする。本末転倒の委員会の結論であると、こう言わざるを得ないと思うわけであります。

しかも、この要綱は、条例が定めた精神に沿っていない、こういうことが言えようかと思えます。当時の担当課長の条例の提案の中では、水源地でありながら上水道と言いますか、水道の水が不足している現状がこの地域であったわけであります。20戸から2戸までの自ら行う水源の確保についても、このようなみどりの基金の援助をしましよと、こういう提案をしているところであろうかと思えます。このような事業実態は、必ずしも市、県というこ

とではなく、地域の人たちが事業実態になって、自らの水源を確保する、水を確保するという事業展開まで当時の課長は触れていると、こう理解できようかと思うわけであります。

こういう点から申しますと、当然みどりの基金の対象になる須原地区の集会所の内容であろうかと思えます。その額を幾らにするのか、あるいは他の地区との均等、公平性をどう図るのか。したがって今回は遠慮してもらおうという結論になるかもしれませんが、少なくとも要綱で定められましたこの運営委員会をきっちり持って、この運営委員会が一定の結論を出し、その結論を当局が尊重をするという条例と、この基金運用委員会の設置要綱に沿った運営をしていただかなければならないことは、誰の目にも明らかであろうと思うわけです。それを見過ごしてこの請願を否決する、このような態度は、私は決して許されてはいけません。委員の皆さんに反省を求めなければならない内容と結論を出したんだと、こういう自覚を持っていただきたいと思うものであります。

そして、何よりも条例の精神に違反しております運営要綱、あるいは運営基準でありますので、この委員会を早急に立ち上げ、それらの点を含めて、当局は真摯に、改正を議会として当局に求めていく、こういう姿勢が必要であろうかと思うわけであります。その姿勢の一旦は、この文章化されたものの中にある一定の部分は反映はされておりますが、全く不十分であると。見過ごすことをよしとしている内容だという点を含めまして、みどりの基金条例の請願は採択すべきものであると思えます。

以上です。

○議長（大黒孝行君） 次に、反対意見の発言を許します。

2番。

〔2番 小泉孝敬君登壇〕

○2番（小泉孝敬君） 不採択することに賛成という立場で……

〔発言する者あり〕

○2番（小泉孝敬君） このみどりの基金に対しての地元の請願と須原公民館を建てるということを交差しながら話をしますと、非常にわかりづらくなると思うんです。あくまでも請願自体がみどりの基金を使わせてくれと、地元で使うようにという話だったと思うんですね。公民館を建てるということは、もう既に23年ですから、約3年弱前から地元では……

〔発言する者あり〕

○2番（小泉孝敬君） 集会所です。大変失礼しました。

須原の公民館をやめて集会所、いずれは区民会館として名称を改めるような形になると思

うんですが、それを来月、4月に既に工事に入ろうというような形で、地元ではもう何十回となく、地元の区長さん、もより長さん、組長さん交えて、当時市からも説明を受けて、どうするかでかなり煮詰めて、そういった面で、地元で建てかえをしましょうという、そういった形で、下田市が建てるんじゃないくて、あくまでも地元で建てるということで、住民の意向であったというのが、一つこちらに置いておいていただきまして、それでみどりの基金というものを、そういう制度があるということは、区長さん、当時の地元の人たちは十分承知していました。

そういった形で、かなり委員会の中でも、当時建設委員会ができましたんで、建設委員会の中でも調査もし、当局にも話も聞きに行き、役員さんの中でも煮詰めた結果、先ほども委員長から報告がありましたように、17年にみどりの基金というものは、基準があるんで使えないということで、今のに適用できないということで違う方法を模索して、補助金と地元の有志の寄附と、残りを住民で出し合っつくりましょうという、本当に地元のほとんどの方の合意を得てスタートを既にしている。そこへ突然こういう話が出ましたもんですから、地元では大変困惑している。それが事実でございます。

ただ、このみどりの基金に対しては、今後、平成4年に稲梓地区の水源確保、環境保全という大前提があると。その後もポーレポーレ、県の事業で間伐事業、それから3分団の詰所、こちらへ一部を使うということで、当然稲梓全域のためになっているわけです。

今回、区長さんを初め稲梓全体の問題であるにもかかわらず、突然稲梓区長会会長さんも知らないところでこういった請願が出ると。これも非常に当時の、当時というか現在の区長会、その他でも困惑しているというのが現状であります。というのも、このみどりの基金の運用に関しては、一部地域のお金というよりは、もちろん税金でございますから、税金。これを稲梓全体でどういう形で持っていったほうがいいのかというのを十分議論する必要があるわけです。それを飛び越えて、こういった請願で一部の地区へ使用するということになれば、基本的な線で基金自体大変なことになるんじゃないかという一部意見もありまして、そういった形で、区長会のほうも大変今危惧しているところでございます。

それで、私が地元ですから、今後こういった基金、稲梓の環境保全のためにはぜひそういう基金が存続することが重要であろうと。そのためにも、先ほど委員長が述べていただきましたように、平成17年ですか、あの当時は各区長さん16名の方が十分な討議をして運用というものを、その当時は時代に合った方法で考えていただいていると思うんですね。そこから少し要望もなかったということで運用がされていなかった。今後、幅広く時代に合ったため

にはどうしたらいいかということのきっかけにも、プラス思考でいけばなるだろうということで、こういったような意見書をつけていただきましたんで、これを遵守して、今後考えていくべきだろうと。

そういったこともありまして、今回の請願に対しては、十分議論をしていないところでの請願という形というふうに考えます。そういった面で、私は不採択に賛成をいたします。

以上です。

○議長（大黒孝行君） もう1回言い直して。

○2番（小泉孝敬君） 採択に反対ということで。

○議長（大黒孝行君） ご苦労さまでした。

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大黒孝行君） これをもって討論を終わります。

本請願に対する委員長の報告は不採択とすべきものでありますので、本請願については起立により採決をいたします。本請願は採択すべきものとするに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大黒孝行君） 起立少数であります。

よって、請願第1号 須原集会所建築費の区民負担軽減に「みどりの基金」の一部処分を求める請願は、これを不採択とすることに決定いたしました。

◎発議第1号の上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（大黒孝行君） 次は、日程により、発議第1号 下田市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

3番。

〔3番 伊藤英雄君登壇〕

○3番（伊藤英雄君） 議長の許可を得て申し上げます。

発議第1号 下田市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について。

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び下田市議会会議規則第14条の規定により提出いたします。

平成25年3月22日提出。

提出者、下田市議会議員、伊藤英雄、以下敬称を略させていただきます。賛成者、下田市議会議員、沢登英信、同じく小泉孝敬、同じく鈴木 敬、同じく岸山久志、同じく土屋 忍、同じく増田 清。

初めに、提案理由について申し上げます。

提案理由は、地方自治法の一部改正に伴う所要の改正を行うものでございます。

改正に至る経緯でございますが、地方自治法の一部を改正する法律（平成24年法律第72号）、以下「改正法」と言います。この改正法が平成24年8月29日に成立し、平成24年9月5日に公布され、公布の日から施行するものとされたこと。

ただし、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において、政令で定める日から施行する改正もございましたが、平成25年2月6日に地方自治法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令が公布され、施行期日については、平成25年3月1日から施行することとされました。

改正法の要旨でございますが、地方公共団体の議会及び長による適切な権限の行使を確保するとともに、住民自治のさらなる充実を図るため、議会の招集及び会期、議会と長との関係、直接請求制度等について必要な改正が行われたものです。

それでは、下田市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定を行う趣旨でございますが、改正前の地方自治法（以下「法」と言います）においては、議会の委員会などの組織運営等に関して規定されている事項が多くありました。これに対し、近年の地方の自由度を高めるという観点から、委員会に関する規定を簡素化し、委員の選任方法、在任期間等について、法で定めていた事項を条例に委任するものでございます。

その他につきましては、字句の訂正等でございます。

次に、改正の内容についてご説明いたします。

説明資料の6ページ、7ページをお開きください。

説明は、下田市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についての説明資料により説明させていただきます。

下田市議会委員会条例（昭和45年下田市条例第38号）の一部を次のように改正するものでございます。

改正内容は、改正前及び改正後にアンダーラインを引いてある部分を改正、または追加するものでございます。

目次につきましては、第2条の「常任委員会の名称、委員定数及びその所管」を「常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管」とし、第6条の「特別委員会の設置」を「特別委員会の設置等」とし、第23条の「、公聴会開催の手續」を「公聴会開催の手續」とする改正でございます。

条文につきましては、第2条は、見出しを「常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管」に改め、「同条」を「同条第2項」とし、同条に第1項として改正前の法の規定のとおり次の1項を加える。「議員は、少なくとも一の常任委員となるものとする。」

8ページ、9ページをお開きください。

第5条につきましては、字句の訂正でございます。

第6条につきましては、見出しを「特別委員会の設置等」に改め、同条第2項中「特別委員会」を「特別委員」に改め、同条に改正前の法に規定されていた委員の在任期間の理念を規定し、次の1項を加える。「第3項 特別委員は、特別委員会に付議された事件が議会において審議されている間在任する。」

第8条につきましては、委員会に関する規定を簡素化し、委員の選任方法について、法で定めた事項を条例に委任するもので、第1項の「常任委員、議会運営委員及び特別委員は、議長が会議に諮って指名する」を「常任委員、議会運営委員及び特別委員の選任は、議長の指名による」に改め、同項ただし書きを削り、同条第4項を同条第5項とし、同条第3項中「会議に諮って当該委員」を「当該常任委員」に改め、同項ただし書きを削り、同項を同条第4項とし、同条中第2項を第3項とし、第1項の次に「第2項 議長は、委員の選任事由が生じたときは速やかに選任する。」を追加するものでございます。

第23条及び第25条については、字句の訂正でございます。

3ページをお開きください。

下田市議会委員会条例の一部を改正する条例の附則でございます。

この条例は、公布の日から施行する。

以上で発議第1号 下田市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（大黒孝行君） 提出者の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

[発言する者なし]

○議長（大黒孝行君） 質疑はないものと認めます。

ご苦労さまでした。

提出者は自席へお戻りください。

お諮りをいたします。

本案は委員会に付託することを省略いたしたいと思います。これにご異議はありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大黒孝行君） ご異議はないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決定をいたしました。

これより討論、採決を行います。

まず、反対意見の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大黒孝行君） 討論はないものと認めます。

採決をいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大黒孝行君） ご異議はないものと認めます。

よって、発議第1号 下田市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

◎発議第2号の上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（大黒孝行君） 次は、日程により、発議第2号 下田市議会会議規則の一部を改正する規則の制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

3番。

[3番 伊藤英雄君登壇]

○3番（伊藤英雄君） 発議第2号 下田市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について。

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第112条及び下田市議会会議規則第14条の規定により提出いたします。

平成25年3月22日提出。

提出者、下田市議会議員、伊藤英雄、以下、敬称を略させていただきます。賛成者、下田市議会議員、沢登英信、同じく小泉孝敬、同じく鈴木 敬、同じく岸山久志、同じく土屋忍、同じく増田 清。

初めに、提案理由について申し上げます。

提案理由は、地方自治法の一部改正に伴う所要の改正を行うものでございます。

改正に至る経過及び改正法の要旨でございますが、先に説明した発議第1号と同様の内容のため、省略させていただきます。

それでは、下田市市議会会議規則の一部を改正する規則の制定を行う趣旨でございますが、改正前は公聴会の開催、参考人の招致を法が明確に認めていたのは委員会のみでありましたが、委員会だけでなく、本会議においても公聴会の開催、参考人の招致をすることができるようにしたのが今回の改正であります。

その他につきましては、条ずれ、引用条文の条ずれ及び字句の訂正等でございます。

次に、下田市議会会議規則の一部を改正する規則の内容についてご説明いたします。

説明資料の8ページ、9ページをお開きください。

説明は、下田市議会会議規則の一部を改正する規則の制定についての説明資料により説明させていただきます。

下田市議会会議規則（昭和45年下田市議会規則第2号）の一部を次のように改正するものでございます。

改正内容は、改正前及び改正後にアンダーラインを引いてある部分を改正、または追加するものでございます。

目次につきましては、第1章中「第9節 会議録（第77条～第79条）」を「第10節 会議録（第84条～第86条）」とし、第8節の次に「第9節 公聴会、参考人（第77条から第83条）」を加え、第2章中第1節 総則から第6節 表決までは条ずれによる改正、第2章中「第7節 公聴会（第127条～第130条）削除」を削りまして、第3章 請願から第9章 補則までは条ずれによる改正でございます。

条文につきましては、第7条から10ページ、11ページの76条までは引用条文の条ずれ及び字句の訂正による改正でございます。

12ページ、13ページをお開きください。

委員会だけでなく、本会議においても公聴会の開催、参考人の招致をすることができるよ

うに新たに加わりました1節でございます。

第9節 公聴会、参考人。

(公聴会開催の手続)

第77条 会議において公聴会を開く議決があったときは、議長は、その日時、場所及び意見を聞こうとする案件その他必要な事項を公示する。

(意見を述べようとする者の申出)

第78条 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、文書であらかじめその理由及び案件に対する賛否を議長に申し出なければならない。

(公述人の決定)

第79条第1項 公聴会において意見を聞こうとする利害関係者及び学識経験者等（以下「公述人」という。）は、あらかじめ文書で申し出た者及びその他の者から、議会において定め、議長から本人にその旨を通知する。

第2項 あらかじめ申し出た者の中に、その案件に対して、賛成者及び反対者があるときは、一方に偏らないように公述人を選ばなければならない。

(公述人の発言)

第80条第1項 公述人が発言しようとするときは、議長の許可を得なければならない。

第2項 公述人の発言は、その意見を聞こうとする案件の範囲を超えてはならない。

第3項 公述人の発言がその範囲を超え、又は公述人に不穏当な発言があるときは、議長は、発言を制止し、又は退席させることができる。

(議員と公述人の質疑)

第81条第1項 議員は、公述人に対して質疑をすることができる。

第2項 公述人は、議員に対して質疑をすることができない。

(代理人又は文書による意見の陳述)

第82条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提示することができない。ただし、議会が特に許可した場合は、この限りでない。

14ページ、15ページをお開きください。

(参考人)

第83条第1項 会議において参考人の出席を求める議決があったときは、議長は、参考人にその日時、場所及び意見を聞こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。

第2項 参考人については、第80条（公述人の発言）、第81条（議員と公述人の質疑）及

び第82条（代理人又は文書による意見の陳述）の規定を準用する。

以上が新たに加わりました1節でございます。

次に、第77条から、24ページ、25ページの第126条までは条ずれ、引用条文の条ずれ及び字句の訂正等による改正でございます。

24ページ、25ページをお開きください。

「第7節 削除」及び「第127条から第130条まで 削除」を削るものでございます。

第131条から、32ページ、33ページの別表までは条ずれ、引用条文の条ずれ、または字句の訂正等による改正でございます。

6ページをお開きください。

下田市議会会議規則の一部を改正する規則の附則でございます。

この規則は、公布の日から施行する。

以上で発議第2号 下田市議会会議規則の一部を改正する規則の制定についての説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（大黒孝行君） 説明者の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大黒孝行君） 質疑はないものと認めます。

ご苦労さまでした。提出者は自席へお戻りください。

お諮りをいたします。

本案は委員会に付託することを省略いたしたいと思っております。これにご異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大黒孝行君） ご異議はないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決定をいたしました。

これより討論、採決を行います。

まず、反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大黒孝行君） 討論はないものと認めます。

採決をいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大黒孝行君） ご異議はないものと認めます。

よって、発議第2号 下田市議会委員会条例の一部を改正する規則の制定については、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

◎発議第3号及び発議第4号の上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（大黒孝行君） 次は、日程により、発議第3号 ブラッドパッチ療法の保険適用及び脳脊髄液減少症の診断・治療の推進を求める意見書の提出について、発議第4号 伊豆中央道・修善寺道路の早期無料化と江間交差点のフルインターチェンジ化を求める意見書の提出について、以上2件を一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

3番。

〔3番 伊藤英雄君登壇〕

○3番（伊藤英雄君） ただいま議長から通告のありましたとおり、意見書2件につきまして、順次説明させていただきます。なお、提出者、賛成者につきましては、一括して最後にご報告させていただきます。

発議第3号 ブラッドパッチ療法の保険適用及び脳脊髄液減少症の診断・治療の推進を求める意見書の提出について。

地方自治法第99条の規定により、ブラッドパッチ療法の保険適用及び脳脊髄液減少症の診断・治療の推進を求める意見書を別紙により、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、国土交通大臣に提出するものとする。

平成25年3月22日提出。

提案理由。

ブラッドパッチ療法の保険適用及び脳脊髄液減少症の診断・治療の推進を求めるため。

ブラッドパッチ療法の保険適用及び脳脊髄液減少症の診断・治療の推進を求める意見書。

脳脊髄液減少症とは、交通事故、スポーツ外傷、落下事故、暴力等、頭頸部や全身への衝撃により、脳脊髄液が漏れ続け、頭痛、首・背中の痛み、腰痛、めまい、吐き気、視力低下、耳鳴り、思考力低下等の様々な症状が複合的に発病する疾病と言われている。

医療現場においては、このような症状の原因が特定されない場合が多く、患者は「癒け

病」あるいは「精神的なもの」と判断されてきた。また、この疾病に対する治療法として、ブラッドパッチ療法の有用性が認められつつも、保険適用外であり、診断・治療基準も定まっていないため、患者本人の肉体的・精神的苦痛はもとより、患者家族の苦労も計り知れないものがある。

脳脊髄液減少症の一部である「脳脊髄液漏出症」の画像診断基準が定められ、昨年5月に、治療法である硬膜外自家血注入療法（いわゆるブラッドパッチ療法）が「先進医療」として承認され、7月から平成26年度の保険適用を目指し、ブラッドパッチ療法の治療基準作りが開始された。

よって、国においては、以上の現状を踏まえ下記の事項について適切な措置を講じられるよう強く要望する。

記。

- 1、ブラッドパッチ療法の治療基準を速やかに定め、平成26年度に保険適用とすること。
- 2、「脳脊髄液減少症の診断・治療の確立に関する研究」を平成25年度以降も継続し、「診療ガイドライン」の早期作成とともに、子どもに特化した研究及び周辺病態の解明を行なうこと。
- 3、脳脊髄液減少症の実態調査を実施し、患者・家族に対する相談及び支援体制を確立すること。
- 4、ブラッドパッチ療法に関する「先進医療」認定施設を各都道府県に設けること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年3月22日。

静岡県下田市議会。

続きまして、発議第4号 伊豆中央道・修善寺道路の早期無料化と江間交差点のフルインターチェンジ化を求める意見書の提出について。

地方自治法第99条の規定により、伊豆中央道・修善寺道路の早期無料化と江間交差点のフルインターチェンジ化を求める意見書を別紙により、静岡県知事に提出するものとする。

平成25年3月22日提出。

提案理由。

伊豆中央道・修善寺道路の早期無料化と江間交差点のフルインターチェンジ化を求めるため。

伊豆中央道・修善寺道路の早期無料化と江間交差点のフルインターチェンジ化を求める意

見書。

低迷を続けております伊豆地域の観光は、富士山の世界遺産登録への動きや、伊豆半島ジオパーク構想・新東名開通による内陸フロンティア構想への取り組み、東駿河湾環状線の開通と伊豆縦貫自動車道の事業化などにより新たな光が射し大きな期待が寄せられております。

しかし、これらの計画の根幹をなす伊豆中央道・修善寺道路は、道路経営を一本化して合併採算制を導入し、両路線の建設借入金償還計画を見直し、伊豆中央道の償還期限の平成27年3月が延期されようと計画されています。

又、江間地区の伊豆中央道は市道と平面交差しており、交通渋滞はもとより交通事故が危惧されている危険な交差点となっております。

つきましては、地域の実情をご賢察のうえ、以下の点について、実現するよう強く要望します。

記。

- 1、早期に伊豆中央道及び修善寺道路の無料化を図ること。
- 2、江間交差点の立体化とフルインターチェンジの設置を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年3月22日。

静岡県下田市議会。

以上、2件提出者、下田市議会議員、伊藤英雄、以下、敬称を略させていただきます。賛成者、下田市議会議員、岸山久志、同じく小泉孝敬、同じく沢登英信、同じく藤井六一、同じく大川敏雄、同じく鈴木 敬、同じく土屋 忍。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（大黒孝行君） 発議第3号及び発議第4号について、提出者の説明は終わりました。

これより各議案ごとに質疑を行います。

まず、発議第3号 ブラッドパッチ療法の保険適用及び脳脊髄液減少症の診断・治療の推進を求める意見書の提出についてに対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大黒孝行君） 質疑はないものと認めます。

次に、発議第4号 伊豆中央道・修善寺道路の早期無料化と江間交差点のフルインターチェンジ化を求める意見書の提出についてに対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大黒孝行君） 質疑はないものと認めます。

発議第3号及び発議第4号についての質疑は終わりました。

提出者は自席へお戻りください。ご苦労さまでした。

次に、発議第3号 ブラッドパッチ療法の保険適用及び脳脊髄液減少症の診断・治療の推進を求める意見書の提出についてをお諮りをいたします。

本案は委員会に付託することを省略いたしたいと思います。これにご異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大黒孝行君） ご異議はないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決定をいたしました。

これより討論、採決を行います。

まず、反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大黒孝行君） 討論はないものと認めます。

採決をいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大黒孝行君） ご異議はないものと認めます。

よって、発議第3号 ブラッドパッチ療法の保険適用及び脳脊髄液減少症の診断・治療の推進を求める意見書の提出については、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

次に、発議第4号 伊豆中央道・修善寺道路の早期無料化と江間交差点のフルインターチェンジ化を求める意見書の提出についてをお諮りをいたします。

本案は委員会に付託することを省略いたしたいと思います。これにご異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大黒孝行君） ご異議はないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決定をいたしました。

これより討論、採決を行います。

まず、反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大黒孝行君） 討論はないものと認めます。

採決をいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大黒孝行君） ご異議はないものと認めます。

よって、発議第4号 伊豆中央道・修善寺道路の早期無料化と江間交差点のフルインターチェンジ化を求める意見書の提出については、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

◎議会運営委員会の閉会中の継続調査について

○議長（大黒孝行君） 次は、日程により、議会運営委員会閉会中の継続調査についてを議題といたします。

お手元に配付をしておりますように、議会運営委員会委員長から議会閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りをいたします。

議会運営委員会委員長の申し出のとおり、議会閉会中の継続調査を付することにご異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大黒孝行君） ご異議はないものと認めます。

よって、議会運営委員会所管事項調査については、議会閉会中の継続調査に付することに決定をいたしました。

○議長（大黒孝行君） 以上で本定例会に付議されました案件の審議はすべて終了いたしました。

ここで、市長より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

市長。

○市長（楠山俊介君） それでは、貴重なお時間をいただきまして、議員の皆様方に御礼とご報告を申し上げたいと思います。

議員の皆様方におかれましては、条例改正や新年度予算等につきまして、長時間ご審議をいただきまして、まことにありがとうございます。厚く御礼を申し上げます。今後とも適切な予算執行に鋭意努めてまいりますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、職員の人事異動と退職者につきまして、ご報告申し上げます。

まず、異動内示につきましては、本日3月22日、本会議終了後を予定しておりまして、規模的には課長級5名を含む中規模な異動となります。退職者は、年度途中の退職者を含めまして15名、新規採用職員は13名、再任用職員2名を予定しております。

続きまして、この3月31日付で退職されます課長をご紹介します。

前田眞理税務課長、滝内久生企画財政課長、大野信夫監査事務局長、以上3名でございます。

前田税務課長につきましては39年9カ月、滝内企画財政課長につきましては38年、大野監査事務局長につきましては42年という長きにわたり職員として在籍され、その間議員の皆様方におかれましては身に余るご指導とご鞭撻をいただきまして、まことにありがとうございました。重ねて厚く御礼を申し上げます。

後ほど本人からごあいさつをさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（大黒孝行君） 次に、この3月31日をもって退職をされます税務課長前田眞理さん、企画財政課長滝内久生さん、監査委員事務局長大野信夫さんより発言を求められておりますので、これを許可いたします。

退職者のご挨拶をいただきますもんで、舞台左へお進みください。

○税務課長（前田眞理君） 大変貴重なお時間を頂戴いたしまして、まことにありがとうございます。

この順番でございますけれども、生年月日順ということでございますので、私がトップバッターのほうを務めさせていただきたいと思っております。数日なんですけれども、確かにお姉さんの存在になるかと思っております。

私、課長職になりまして5年、生涯学習課と現在の税務課を務めさせていただきました。生涯学習課のほうでは大きなイベント、国分祭、それから現在のような成人式の形に変更させていただいた後の成人式、それから、市史の事故繰り、それから公民館の統廃合問題、たくさんご審議をいただきました。現在の部署になりましてからは、税制体制、それから、昨年でしたけれども、大きなスポーツ施設の課税のすべての見直しというものを実施させていただきました。今年度になりましては、課税誤りによる還付というものが生じまして、そのたびごとに皆様に慎重なるご審議、それからご報告のほうもさせていただいたものでございます。

本当に長きにわたり、議員の皆様方にはお世話になりました、大変感謝の気持ちでいっぱいでございます。ありがとうございました。

今後におかれましては、議会の皆様と、それから行政一体となって、下田市の発展にご尽力いただきますようお願いを申し上げまして、私のごあいさつとさせていただきます。本当に今までありがとうございました。（拍手）

○企画財政課長（滝内久生君） 昭和50年奉職以来38年、無事定年退職を迎えることができました。これもひとえに議員の皆様、先輩、同僚、後輩の皆様のだまものと感謝しております。

38年の一番の思い出となりますと、何ととっても昭和51年の大水害のことでございます。1カ月に240時間を超える時間外勤務、それから、1カ月で8キロ体重が落ちるという過酷な状況でございましたけれども、この災害復旧がですね、今の私を育ててくれたというふうに考えております。

最後になりますけれども、下田市のますますの発展と皆様方のご活躍とご健勝をお祈り申し上げます、ごあいさつとさせていただきます。長い間お世話になりました。（拍手）

○監査委員事務局長（大野信夫君） 42年間の長い間、ここに勤めさせてもらっております。

皆様におきましては、監査委員事務局としては、皆さんの前で発言等する機会はありませんでしたけれども、皆様方のご意見、それから質問等、監査における着眼点の参考といたしまして、今まで仕事をさせてもらいました。

短い間ですけれども、ありがとうございました。（拍手）

○議長（大黒孝行君） ただいまのご挨拶ありがとうございました。

退職される皆様方におかれましては、長年にわたり市政発展のため多大なご尽力をいただき、まことにありがとうございました。今後とも健康には十分留意をされまして、ご活躍をくださることをお願いを申し上げます。長い間本当にありがとうございました。（拍手）

これをもって平成25年3月下田市議会定例会を閉会といたします。

ご苦労さまでございました。

午後 0時 9分閉会